

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

MARCH 2020  
 VOL.620

# 3



梅香る季節(筑波山梅林)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

## ●2020 3月号 CONTENTS●

地方労働行政関係功労者・労働基準行政功労者 表彰…2  
 パートタイム・有期雇用労働法の  
     施行に向けた準備はお済みですか…5  
 電離放射線障害防止規則が本年4月改正されます…7  
 日立労働基準監督署・  
     土浦労働基準監督署からのお知らせ…7  
 令和2年3月より外国人雇用状況の届出では、  
     在留カード番号の記載が必要となります…8  
 使用者による障害者虐待をなくそう…9  
 第19回茨城衛生管理者協議会研修会開催…10

「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」開催のご案内…11  
 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」開催のご案内…11  
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ…12  
 令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について  
     雇用保険料の納付が必要となります…13  
 改正労働基準法Q&A…14  
 県内の労働災害発生状況速報…15  
 令和2年死亡災害発生状況…15  
 講習会のご案内…16

# 地方労働行政関係功労者表彰 労働基準行政功労者表彰

## 地方労働行政関係功労者表彰

「地方労働行政関係功労者厚生労働大臣表彰」は、地方労働行政に係る施策の推進に特に顕著な功績があり、他の模範と認められる方又は団体を表彰し、地方労働行政の発展を図ることを目的として実施されています。

### 厚生労働大臣功労者表彰

このたび、「令和元年度地方労働行政関係功労者厚生労働大臣表彰」を受賞された さわはたしんじ 澤畑慎志氏（一般社団法人茨城県経営者協会副会長）及び たきもと まもる 滝本政衛氏（元 株式会社茨城新聞社常勤監査役）に対して、茨城労働局長（福元俊成）より表彰状等の伝達が行われました。

澤畑慎志氏は、平成15年10月から茨城地方最低賃金審議会委員を12年間務めるとともに茨城地方労働審議会委員を平成25年10月から6年間務め、また、滝本政衛氏は、平成21年10月から茨城地方労働審議会委員を10年間務めていただきました。澤畑慎志氏は使用者代表委員の視点から、また、滝本政衛氏は公益代表委員の視点から、茨城労働局の行政運営について積極的に提言されるとともに、行政運営に多大な貢献をされました。



澤畑慎志氏(左) 福元局長(右)



福元局長(左) 滝本政衛氏(右)

フオトレポート掲載中



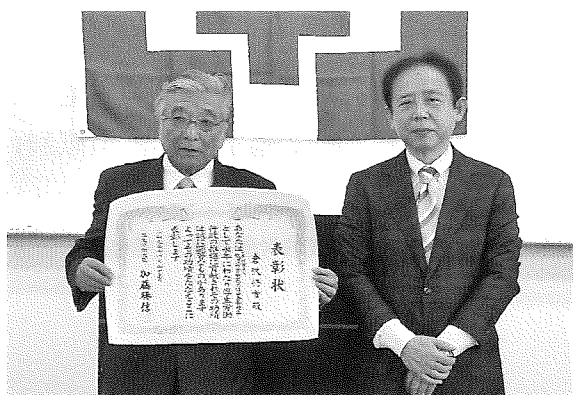
茨城労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>  
茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-277-8294

# 労働基準行政功労者表彰

厚生労働省では、労働基準行政(厚生労働省労働基準局が所掌する行政をいいます。)に係る各施策の推進に特に顕著な功績をあげられた個人又は団体に対し、功労者表彰を行っています。

この度、くらすわしゆいち 倉沢修市氏、さいとうたけふみ 齋藤武文氏、さいとうかずえ 斉藤一恵氏、なかじまひろし 中島宏氏、えんどうたけお 遠藤健夫氏、たなかいげみ 田中泉氏、ひろせいちろう 廣瀬一郎氏の7名の皆さまが、厚生労働大臣、厚生労働省労働基準局長、茨城労働局長の各功労者表彰を受けられましたのでお知らせいたします。

## 厚生労働大臣功労者表彰



倉沢修市氏(写真左)は、永きにわたり、社団法人(現一般社団法人)龍ヶ崎労働基準協会の理事、会長を務められ、事業活動への積極的な取組を通じて、会員事業場と地区の安全衛生管理、労務管理水準の向上に貢献されました。

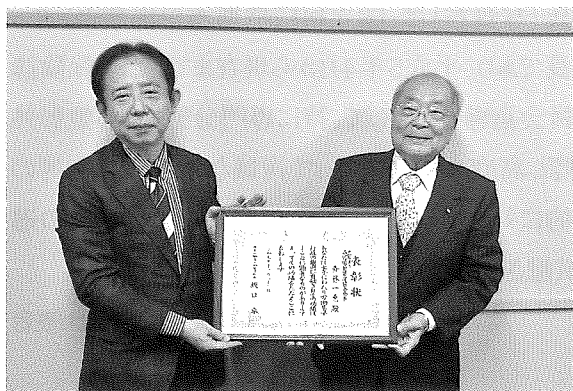
令和2年1月9日 福元茨城労働局長より表彰状を伝達



齋藤武文氏(写真右)は、国立病院機構茨城東病院院長であり、平成4年9月から現在に至る23年以上の永きにわたり、茨城労働局地方じん肺診査医として、高度・専門的、かつ的確な診査の実施により、労働安全衛生の推進、労災補償の適正な運営に貢献されました。

令和2年1月24日 福元茨城労働局長より表彰状を伝達

## 厚生労働省労働基準局長功労者表彰



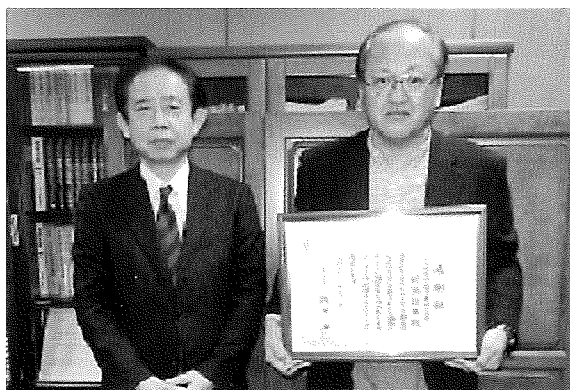
斉藤一恵氏(写真右)は、平成16年に(現一般社団法人)古河労働基準協会の副会長に就任され、その後平成21年から現在まで、同協会の会長として事業活動を積極的に主導されることにより、会員事業場と地区の安全衛生管理、労務管理水準の向上に貢献されました。

令和2年1月15日 福元茨城労働局長より表彰状を伝達



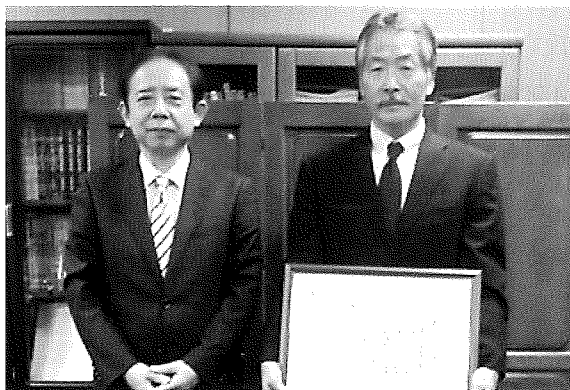
中島宏氏(写真右)は、医療法人薫光会小松整形外科医院院長であり、平成15年4月から現在まで、茨城労働局地方労災医員として、特に日立労働基準監督署の労災保険請求に係る意見書作成依頼等や茨城労働局からの行政訴訟事件及び労災保険審査請求事件に係る意見書作成依頼等に積極的に対応されるなど、専門的な見地から労災補償の推進に貢献されました。

令和元年12月19日 小室日立労働基準監督署長より表彰状を伝達



遠藤健夫氏(写真右)は、国立病院機構水戸医療センター内科系診療部長であり、平成19年2月に茨城労働局地方じん肺診査医に就任されて以来、現在まで12年の永きにわたり、じん肺診査医として高度・専門的、かつ的確な診査の実施により、労働安全衛生の推進、労災補償の適正な運営に貢献されました。

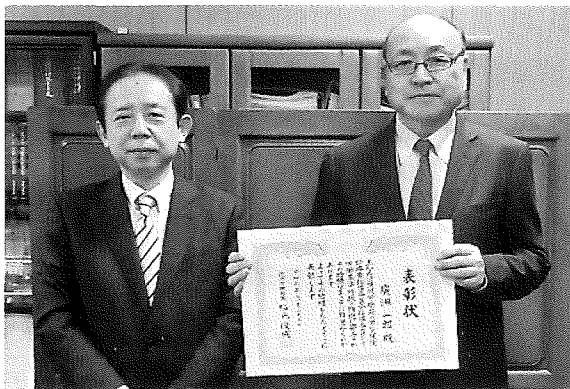
令和2年1月24日 福元茨城労働局長より表彰状を伝達



田中泉氏(写真右)は、茨城大学人文社会科学部法律経済学科教授であり、平成23年4月から現在に至る8年余りにわたって茨城地方最低賃金審議会の公益代表委員を務められ、その間、令和元年度からは審議会会長として審議運営の中心的役割を担い、労使各委員との意見調整など最低賃金の改正に貢献されました。

令和元年12月19日 福元茨城労働局長より表彰状を伝達

## 茨城労働局長功労者表彰



廣瀬一郎氏(写真右)は、国立病院機構水戸医療センター統括診療部長であり、平成5年4月から現在まで、労災保険診療費指導委員会指導委員として、特に専門分野である整形外科の審査に際し高度な知識によって複雑な術式の算定等の審査に積極的に対応され、専門的な見地から労災補償の適正な運営に貢献されました。

令和元年12月10日 福元茨城労働局長より表彰

# パートタイム・有期雇用労働法の施行に向けた準備はお済みですか 正社員と非正規社員の間不合理な待遇差が禁止されます！

## 2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法※1や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)**、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

中小企業の範囲については、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他	3億円以下		300人以下

### 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

**均衡待遇規定<法第8条>** ①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情  
(不合理な待遇差の禁止) の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

**均等待遇規定<法第9条>** ①職務内容※2、②職務内容・配置の変更の範囲  
(差別的取扱いの禁止) が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

①**均衡待遇規定**について、個々の待遇※3ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

②**均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>

③待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン(指針)を策定**。<法第15条>

【改正前→改正後】 ○:規定あり △:配慮規定 ×:規定なし ◎:明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○+労使協定
ガイドライン(指針)	× → ○	× → ○	③ × → ○

# 「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

## 給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

### 基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めている。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的実態に照らして不合理なものであってはならない。

### 役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければならない。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。  
※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)  
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)  
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

### 通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければならない。  
※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

### 賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

### 時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければならない。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ  
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、  
取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



## 電離放射線障害防止規則が本年4月改正されます

- 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号、以下「電離則」という。)は、本年4月に改正し、来年(令和3年)4月1日から施行されます。その内容は、眼の水晶体の被ばく限度を見直し、1年間に受ける等価線量限度を「150mSv」から「50mSv」に改正するものです。
- 主な改正内容
  - 放射線業務従事者の被ばく限度(電離則第5条関係)
 

眼の水晶体の等価線量限度は、5年間につき100mSv及び1年間ににつき50mSvを超えないようにすること。
  - 線量の測定(電離則第8条関係)
 

1cm線量当量、3mm線量当量及び70um線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、適切と認められるものについて行うこと。
  - 線量の測定結果の確認、記録等(電離則第9条関係)
 

眼の水晶体に受けた等価線量は、3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計について遅滞なく算定して記録し、30年間保存すること。
  - 電離放射線健康診断結果報告書様式(様式第2号関係)
 

眼の水晶体の等価線量による区分欄は、20mSv以下の者、20mSvを超え50mSv以下の者及び50mSvを超える者とし、各線量による区分欄に検出限界未満の者の項目を追加すること。
  - 経過措置(附則関係)
 

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、一定の医師について、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を1年間ににつき50mSvとすること。なお、一定の医師とは、放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じても、なお眼の水晶体に受ける等価線量が5年間ににつき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができない者のことです。
- その他
 

詳しくは、厚生労働省ホームページを御覧になるか、茨城労働局労働基準部健康安全課(029-224-6215)までお問い合わせください。

## 日立労働基準監督署・土浦労働基準監督署からのお知らせ

令和2年4月1日(水)から、ダイヤルイン(直通電話)になります。

日立労働基準監督署と土浦労働基準監督署では、令和2年4月1日(水)からダイヤルインを導入します。以後担当部署に直接電話がつながります。

### <ダイヤル案内>

日立労働基準監督	業 務	土浦労働基準監督署
第一、二方面(監督) 0294-22-5187	36協定・就業規則等各種届出の受理、労働基準法等に係る許可・認定の調査、労働条件等の監督指導に関することなど。	方面(監督) 029-821-5127
第三方面(安全衛生) 0294-88-3980	労働災害防止、労働者の健康確保に関する指導、ボイラー・クレーン等の検査、機械の設置届・計画届、労働安全衛生法に係る免許・技能講習等、労働者死傷病報告等に関することなど。	安全衛生課 029-882-7021
労災課 0294-88-3981	労災保険の給付、労働保険の加入等に関することなど。	労災課 029-882-7022
総合労働相談コーナー 0294-88-3977	労働条件・その他労働問題、解雇・雇止め、賃金引下げ、いじめ嫌がらせ等の相談に関することなど。	総合労働相談コーナー 029-882-7017

受付時間：開庁日(土日、祝祭日、年末年始以外)の8時30分から17時15分まで。

令和2年  
3月より

# 外国人雇用状況の届出では、 在留カード番号の記載

が必要と  
なります。

令和2年3月1日より、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出では、**在留カード番号**の記載が必要となります。

外国人雇用状況の届出方法は、「雇用保険被保険者となる場合」と「それ以外の場合」では異なりますので、ご注意ください。

### 雇用保険の被保険者となる場合

### 雇用保険の被保険者以外の場合

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号

4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0

2. 在留カード番号記載欄

雇用保険被保険者資格取得届(連立式)の場合、外国人労働者の雇用状況の届出に在留カード番号を記載する場合は記載不要	被保険者番号	氏名	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)
1	1	ABCDEF	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
2	2	GHIJKLM	A B 2 3 4 5 6 7 8 9 C D
3			
4			
5	雇用保険被保険者資格取得届(連立式)極人別票	0123456789	0123456789
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

「別様式」での届出は暫定運用で、様式改正是令和2年度中の予定です。

様式第3号(第10条関係)(表面)

雇入れ  
離職に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ(カタカナ)	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名(ローマ字)			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間(期限)(西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日(西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男・2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有・2 無
⑧①の者の在留カードの番号(在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D		

雇入れ年月日(西暦)	年 月 日	離職年月日(西暦)	年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

太線の部分に記載が必要です。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業所の名称、所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所	雇用保険適用事業所番号	TEL
事業主	主たる事務所(名称)(所在地)	TEL	
氏名			(印)

社会保険 労務士 記載欄	氏名	公共職業安定所長 殿
		(印)

\*詳細やご不明な点につきましては、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせ下さい。



●●● すべての人が安心して働き続けられる職場にするために ●●●

# 使用者による障害者虐待をなくそう

「平成30年度使用者による障害者虐待の状況等」(厚生労働省発表)によると、使用者による虐待を受けた障害者のうち、**経済的虐待**が791人(83.0%)と最も多く、次いで**心理的虐待**が92人(9.7%)、**身体的虐待**が42人(4.4%)となっています。

## ●「使用者による障害者虐待」とは

「障害者虐待防止法は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止しています。「使用者」とは、障害者を雇用する事業主や人事担当者などをいい、使用者が事業所で使用する障害者について行う、次のような行為を「使用者による障害者虐待」と定義しています。

### 障害者虐待の具体例

	虐待行為	具体例
1	身体的虐待	たたく、つねる、なぐる、熱湯を飲ませる、異物を食べさせる、監禁する、危険・有害な場所での作業を強いるなど。
2	性的虐待	裸の写真やビデオを撮る、理由もなく不必要に身体に触る、わいせつな図画を配布する、性的暴力をふるう、性的行為を強要するなど。
3	心理的虐待	脅迫する、怒鳴る、悪口を言う、拒絶的な反応を示す、他の労働者と差別的な扱いをする、意図的に恥をかかせるなど。
4	放置等による虐待	住み込みで食事を提供することになっているにもかかわらず食事を与えない、仕事を与えない、意図的に無視する、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど。
5	経済的虐待	<b>障害者に対して賃金等を支払わない、賃金額が最低賃金に満たない</b> (※)、強制的に通帳を管理する、本人の了解を得ずに現金を引き出すなど。 (※) 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金に満たないとき。

## 虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません!

虐待が発生している場合、虐待をしている人(虐待者)、虐待を受けている人(被虐待者)に自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

## ●虐待を受けたり、虐待を受けた恐れのある障害者を発見したら

まず、事業所所在地の市町村または都道府県の障害者虐待対応窓口にご連絡ください。その内容は、都道府県労働局にも報告され、所管する法律に基づき対応します。通報などの秘密は守られます。

**茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294**

茨城労働局ホームページ [https:// jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/](https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/)

# マンネリ化を防いで効果的な活躍のために 衛生管理者による職場巡視と安全管理 ～第19回茨城衛生管理者協議会研修会開催～

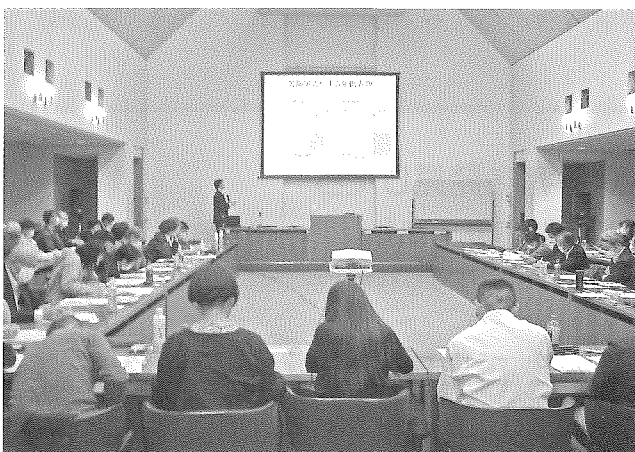
令和2年2月12日(水)、水戸市内の茨城県産業会館大会議室において、茨城衛生管理者協議会研修会が開催されました。茨城衛生管理者協議会は、県内の衛生管理者をはじめとする産業保健スタッフが会員となっている団体で、茨城労働基準協会連合会が事務局として、毎年1回程度、県内の衛生管理者向けの研修会を開催しています。(費用は無料です。入会方法はお問合せ下さい。)

今回のテーマは、働き方改革等で職場の衛生管理や健康管理が重視され衛生管理者の役割が重要になっている一方で、法律で定められた週1回の職場巡視をどのように行うか、安全管理の課題とどのように連携するか等が課題となっているとの意見を受け、「衛生管理者による職場巡視と安全管理(マンネリ化を防いで効果的な活躍のために)」が題材となりました。参加者は県内各地より60名です。

研修会は、協議会野口代表幹事の趣旨説明、茨城労働局加藤健康安全課長の来賓挨拶の後、茨城労働局健康安全課地方労働衛生専門官杉山満氏より講演をしていただきました。講演内容は、現在の労働災害や職業性疾病の発生状況を踏まえて、衛生管理者の職場巡視に当って、準備段階や重点とすべき事項とともに、挟まれ巻き込まれ、転倒災害防止といった安全対策上の視点から腰痛、熱中症など幅広い視野での留意点がわかりやすく説明されました。

この後、講演内容をもとに、班に分かれて①職場巡視の方法で工夫している点②職場巡視の記録と報告、活用方法③安全管理との接点の3つの課題でグループ討議を行いました。グループ討議では、それぞれの職場での運用や取組状況が率直に意見交換され、「巡視に当っては、新たに配属された職員に意見を聞くようにしている」「他の担当者と重要な視点などの意見交換をしている」「産業医とともに巡視をしている」など工夫をしているなど参考事例とともに、「兼務をしていて、なかなか職場巡視ができない」などの悩みを抱えていることも語られました。

すべての班から、「他の事業場での取組状況が勉強になった。」「他の事業場の衛生管理者も同じような悩みを抱えていることが分かって良かった。励みになる。」などの感想が寄せられています。今後も、協議会会員のニーズを踏まえた課題での研修を計画する予定です。



## 「酸素欠乏危険作業(第2種)特別教育」開催のご案内

酸素欠乏症又は硫化水素中毒にかかるおそれのある場所における作業(第2種酸素欠乏危険作業)に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、法定の特別教育を行わなければならないとされております。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第26号、酸素欠乏症等防止規則第12条第2項)

つきましては、今般、当連合会において、前記労働者を対象に下記により標記の特別教育を実施することといたしましたので、貴事業場における当該作業の安全衛生の確保を図る観点から、関係者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

1. 講習日時：令和2年4月6日(月) 開始時刻 午前9時00分 終了時刻 午後3時35分頃
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
(水戸市渋井町堺橋263の1 国道51号谷田町交差点北側 駐車場有り)
3. 定員：50名
4. 受講料等：1名につき 8,861円【受講料 7,541円(税込)、テキスト代 1,320円(税込)】
5. 研修内容：

講習科目	講習時間
酸素欠乏等の発生の原因	1時間
酸素欠乏症等の症状	1時間
空気呼吸器等の使用の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急処生の方法	1時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1時間30分

6. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会 電話 029-225-8881  
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階

## 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」開催のご案内

平成26年8月25日厚生労働省令第101号にて、「有機溶剤中毒予防規則」の改正が行われ、特別有機溶剤(業務)については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了したもから特定化学物質作業主任者を選任することとなったところでありますが、関係法令等の改正状況に即応した労働災害の防止のための知識等を付与しその能力の向上を図り、以って事業場における安全衛生水準の向上を目指す観点より、労働安全衛生法第19条の2および能力向上教育指針別表19により有機溶剤作業主任者に対する標記の能力向上教育を下記により実施することになりました。

ついては、今般、当連合会において、上記の趣旨を踏まえ、標記の能力向上教育を下記により実施することになりましたので、貴事業場における有機溶剤作業主任者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

1. 講習日時：令和2年4月27日(金) 開始時刻 午前9時00分 終了時刻 午後5時20分頃
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
(水戸市渋井町堺橋263の1 国道51号谷田町交差点北側 駐車場有り)
3. 定員：60名
4. 受講料等：1名につき 14,768円【受講料 12,568円(税込)、テキスト代 2,200円(税込)】
5. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会 電話 029-225-8881  
〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階

# 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

## 常総地域産業保健センターが移転します(令和2年4月1日予定)

労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果の意見聴取や長時間労働・高ストレス者の面接指導などの産業保健サービスを提供している常総地域産業保健センターが現在の常総市水海道保健センター内の事務所(常総市水海道森下町4434-2)から令和2年4月1日に移転します。

(移転後所在地)

〒303-0016 常総市新井木町13-3 きぬ医師会病院内  
TEL 0297-22-2421 FAX 0297-22-2431

なお、電話番号やファックス番号についての変更はありません。また、業務内容や対象地域(常総市、坂東市、守谷市、つくばみらい市)についても変更はありません。今までどおりご利用ください。

(参考) 地域産業保健総合支援センター業務内容 (提供するサービスは全て無料です。利用回数制限あり。)

### 【労働者の健康管理に関する相談】

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師又は保健師が相談・指導を行います。

### 【健康診断の結果についての 医者からの意見聴取】

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聞くことが出来ます。

### 【ストレスチェックに係る高ストレス者や 長時間労働者に対する面接指導】

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

### 【個別訪問による産業保健指導の実施】

医師、保健師又は労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

## <産業保健セミナーの予定(3月~4月開催分)>

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
3月11日(水) 18:30-20:30	女性の職場における健康管理 【日医認定(生涯・専門)】	片倉薫先生 (労働衛生コンサルタント、薬剤師、労働安全 コンサルタント、元製薬会社勤務、衛生管理者)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛 生管理者等
3月12日(木) 13:30-15:30	産業保健活動と健康情報について~働き方改革関 連法の施行をふまえた適切な取り扱い方法を考える~ 【日医認定(生涯・更新)】	三柴丈典先生 (近畿大学 法学部教授)	中央ビル 8階 会議室B	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛 生管理者、事業主等
4月16日(木) 18:00-20:00	労働安全衛生マネジメント システムのupdate 【日医認定(生涯・専門1実地1)申請中】	岩崎芳明先生 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長、元 株)三菱化学アナリティック分析事業部環境分析センター長)	中央ビル 8階 会議室B	産業医、産業看護職、 衛生管理者、事業主 等
4月17日(金) 18:30-20:30	(仮)働き方改革関連法相談事例 【日医認定(生涯・更新)申請中】	野口清先生 (労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、元労働基 準監督署長、茨城働き方改革推進支援センター長)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛 生管理者、事業主等
4月22日(水) 18:30-20:30	早期から始める職場における「熱中症対策」 ~温暖化する地球、高齢労働者の増加の中で~ 【日医認定(生涯・専門)申請中】	田中厚子先生 (産業保健相談員、つくば国際大学 医療保健学部非常勤講師、保健師)	ワークヒル 土浦 会議室	産業看護職、衛生管理 者、人事労務担当者、 事業主、産業医等

雇用保険被保険者を雇用する事業主のみなさまへ  
雇用保険被保険者

**令和2年4月1日から、  
すべての雇用保険被保険者について  
雇用保険料の納付が必要となります**

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

**令和2年4月1日からは、高年齢労働者※  
についても、他の雇用保険被保険者と同様に  
雇用保険料の納付が必要となります。**

(※)保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、茨城労働局労働保険徴収室(TEL:029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署・ハローワークまでお問い合わせください。

◆令和2年度の雇用保険料率は3月末頃にお知らせする予定です。

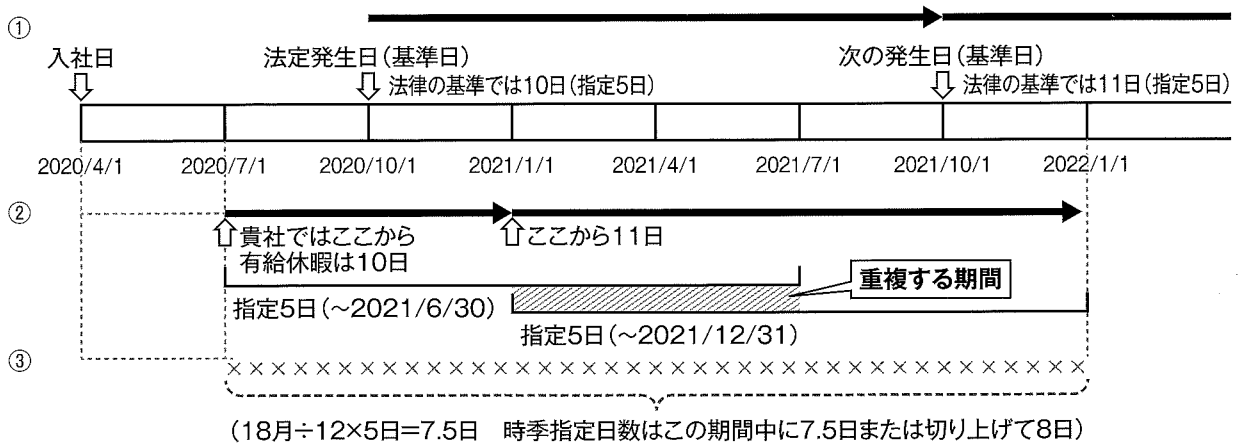
# 改正労働基準法

## Q & A

### 有給休暇の使用者による5日の時季指定義務 休暇を付与する基準日を早めるなどしたときは

**Q** 有給休暇付与の基準日を早めるなどしたときに、使用者の義務とされた時季指定の日数は、基準日ごとにそれぞれ5日ずつというのではなく、比例案分によって日数を算出し、これによって指定することでも構わないようなのですが、それはどのようなことですか。当社の有給休暇は入社して3か月後に10日、さらに6か月経つと11日、その後は1年ごとになっていきます。

**A** 労働基準法に従うと、有給休暇は、入社して6か月後に原則として10日、さらに1年経つと原則11日というように増えていき、最大で20日となります。しかし、貴社のように入社して3か月後に10日、さらに6か月経つと11日というように法律の基準を上回る社内制度としているような場合には、時季指定は、それぞれの付与日から始まる1年間に各々5日行う必要があることになり、期間が重複して管理が複雑になります。そのため、二つの期間を通算した長さに応じて、比例案分した日数を時季指定することが認められています(労働基準法施行規則第24条の5)。貴社の場合を例にご説明しますと、次のとおりです。



#### 【説明】

入社が4月1日だとすると、法律の基準では10月1日に10日の有給休暇が発生し、向こう1年の時季指定日数は5日、翌年の10月1日には11日の発生で時季指定日数はやはり5日となります(上図①)。

しかし、貴社の場合、7月1日に10日の有給休暇を付与していますので、この日から1年間に5日の時季指定が必要です。また、翌年1月1日には11日の休暇を付与することになっていますので、この日から1年間にも、やはり5日の時季指定が必要となります。もちろん、いずれの1年間においても5日となるように時季指定を行えばよいのですが、期間が重複し管理が煩雑になってしまいます(上図②)。このため、二つの期間を通算した長さに応じ、比例案分した日数を時季指定することが認められることとなります。

つまり、2020年7月1日から2021年12月31日までの期間の月数(18月)を12で割り、これに5日に乗じた得た日数を2020年7月1日から2021年12月31日の間で指定することでもよいということです。計算すると7.5日になるので、労働者が半日単位の取得を希望する場合は7.5日、希望しない場合には8日となります(上図③)。

【問合せ先 茨城労働局労働基準部監督課 TEL 029-224-6214】

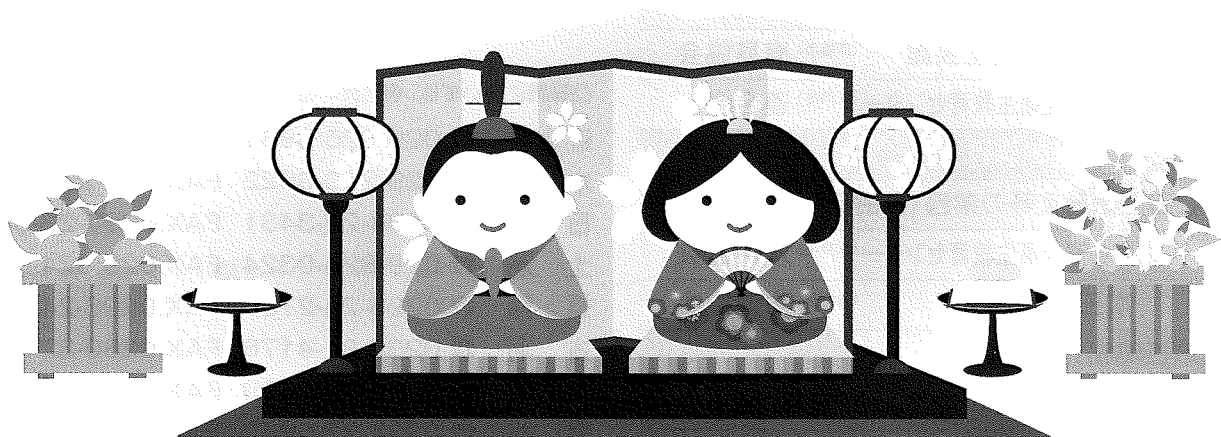
【 県内の労働災害発生状況速報 (令和2年1月末現在) 】

業 種 別		令和元年	前年同期
計		( 24 ) 2,820	( 24 ) 3,018
製 造 業		( 11 ) 847	( 3 ) 870
鉱 業		( 0 ) 6	( 1 ) 7
建 設 業		( 8 ) 285	( 10 ) 323
内 訳	土 木	( 2 ) 66	( 5 ) 73
	建 築	( 3 ) 145	( 2 ) 149
	そ の 他	( 3 ) 74	( 3 ) 101
運 輸 交 通 業		( 2 ) 345	( 4 ) 386
貨 物 取 扱 業		( 0 ) 41	( 1 ) 38
農 林 業		( 0 ) 43	( 0 ) 46
畜 産 水 産 業		( 0 ) 133	( 0 ) 128
商 業		( 2 ) 384	( 3 ) 403
そ の 他		( 1 ) 736	( 2 ) 817

(注) ( )内は、死亡者で内数

令和2年死亡災害発生状況 1月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
1月 13~14時	作業員 40歳代 10か月	産業廃棄物 処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	ごみ収集車で収集作業中、回収した可燃ごみを 一人で車両後部の投入口に入れていたところ、ごみを 車両に回収するために連続回転している回転板に 身体を巻き込まれ、死亡した。
			トラック	



# 講習会のご案内(令和2年3月中旬~4月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
4/15~16・17	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
4/21~22・23・24	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
4/9~10	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
4/21~22	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
<b>ガス溶接</b>		
4/24~25	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
<b>玉掛け</b>		
3/26~27・30	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
4/2~3・4	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
4/7~8・12・19	鹿嶋市商工会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/16~17・18	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
3/20	平成館(古河市)	古河協会
4/1	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
4/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/1	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/2	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会・水戸協会
4/4	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会
4/8	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
4/10	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
4/10	平成館(古河市)	古河協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
4/2~3・5	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/22~23・24	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
4/7	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
4/18	京三電機(株)(古河市)	古河協会
<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
4/14	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
4/17~18	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会

4/20・21・22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>酸素欠乏危険作業(第2種)</b>		
4/6	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>有機溶剤作業主任者能力向上教育</b>		
4/27	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>職長教育</b>		
4/8~9	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
4/14~15	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
4/15~16	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
4/11~12	平成館(古河市)	古河協会
4/16~17	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>安全衛生推進者講習</b>		
4/21~22	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
4/20~21	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>局所排気装置等の定期自主検査者講習</b>		
3/16~18	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>新入社員安全衛生教育</b>		
4/6・7	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
4/9・10	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/21	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
4/9	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
4/18	平成館(古河市)	古河協会
4/22	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478